

組合Q&A

【事業】

組合事業の範囲について

Q11 次のような行為は、組合の行為として行うことができるか。

(例1) 林道の除雪作業を組合事業として実施している林業の組合が、村からの依頼で道路の除雪作業を実施

(例2) 商店街組合が構築している商店情報ネットワークを、当該地域在住老人等の緊急・救急通報システムとして活用

〔A1〕労働奉仕、祭事、寄付等の行為は、組合が一つの社会的存在として当然行い得る行為であると解され、設例のような場合はこれに該当すると考えられる。

なお、以下の事例については、原則として組合事業の範囲内であると考えられる。

1. 組合員の事業と何らかの関連性を有する場合

① 従来、自動車部品の共同仕入を行っていた自動車整備業の組合が、新規に販売のための車両の共同仕入を実施する。

② 従来、寝具乾燥の共同受注を行っ

ていた寝具衛生加工業の組合が、新規に入浴サービスを実施する。

③ 採石業の組合が、採石によりできる池を利用して養殖を実施する。

④ 従来、呉服の共同仕入を行っていた呉服小売業の組合が、新規に毛皮、コート及び宝石の共同仕入を実施する。

⑤ 従来、文具の共同仕入を行っていた文具小売業の組合が、新規に名刺の共同印刷を実施する。

⑥ 理容業の組合が、美容業で行うデザインパーマや新サービスの提供をめざしてアンテナショップを設置する。

2. 社会的存在である法人として当然行い得る行為

① 林業及び木製品製造業の組合が、村から道路の除雪事業を受託する。② 商店街組合が、町からゴミ収集車3両を無償で賃借し、町内のゴミ収集及び焼却場までの運搬業務を受託する。

③ 地域異業種組合が、市から公園の清掃管理及び自販機の設置・管理を受託する。

④ 組合が地域おこしのための祭事等を実施する。

また、以下の事例については、組合事業の範囲を逸脱するおそれ

があると考えられる。

① 製造業の組合が、新たに土地を購入して駐車場を設営する。

② 製造業の組合が、組合事業の停滞を打破するため、観光ホテル等レジャー施設を設営する。

③ 商店街組合が、自己の地域と無関係の遠方のゴミ収集事業を実施する。

④ 卸団地組合が敷地内にビルを建設し、賃貸マンションを経営する。

【組合員（加入・加入金）

加入金の性格と定款記載について

Q211 当組合の定款には、脱退者の持分の払戻しについては、「組合員の本組合に対する出資額を限度とする」旨の規定をしている。定款参考例によれば、このように規定している組合では加入者からの加入金を徴収する旨の規定は削除することとされている。加入金は定款の定めがなければ徴収できないということであるので、このことにより、当組合では、加入金は徴収できないと考えられる。

加入の際の事務手数料的なものを徴収することはできないのか。この場合、定款に「加入金」ではなく、「加入事務手数料」を徴収する旨

の規定を置くことはできるか。

〔A2〕中協法では、組合が定款で定めた場合には加入金を徴収することを認めている（第15条、第33条）が、この加入金の意味については、特に規定していない。しかし、その趣旨から広義に解釈すれば、持分調整金と加入事務手数料を意味するものと考えられる。

持分調整金とは、持分の算定方法について、改算式算定方法（組合の正味財産の価格を出資総口数で除して、出資1口当たりの持分額を算定する方法。したがって組合員の持分は均一となる）を採用している場合において、組合財産の増加によって出資1口当たりの持分額が出資1口金額を超えている場合に、その超過した部分に当たる差額を新規加入者より徴収し、新規加入者と既存組合員との持分についての公平を保とうとするものである。

このように、持分調整金は、改算式の持分算定方法を採用する組合において徴収することになるが、たとえ改算式を採用している組合でも、貴組合のように、定款の規定により脱退者の持分の払戻しが「出資額を限度」として行われ

る組合にあつては、常に払戻額が出資額を上回ることなく、新旧組合員の持分の調整を行う必要が生じないので、持分調整金としての加入金をとることはできないとされている。定款参考例でいう「加入金」は、この持分調整金を意味している」と解されるので、このよ

うな組合にあつては加入金の項を削除するよう指導されている。次に、加入事務手数料については、これは組合に加入する際に要する事務的費用、例えば出資証券や組合員証の発行費用などであるが、これを加入者に負担させるために徴収するものをいう。この加入事務手数料は、広く加入金の一種と考えられるが、これはあくまで実費の範囲を超えないものであり、その性質上それほど多額なものとなり得ないものである。このような実質的なものの徴収は、加入金の規定によらなくても組合として徴収し得るものである。

しかし、このことは、加入事務手数料を徴収できる旨の定款記載を禁じるものでなく、例えば徴収の根拠を明らかにしておく等の必要がある場合には、この旨を掲載しても差し支えないと考えられる。

(注) 持分の算定方法には、前記の改算式算定方法のほかに、加算式算定方法がある。

【組合員（持分） 持分の算定方法について】

Q3 定款参考例の加算式持分算定方法と改算式持分算定方法との違いについてご教示願いたい。

〔A3〕 持分の算定方法は、法に何らかの規定がないので、定款で自由に定めてよいわけであるが、一般にその方法として改算式（又は均等式）算定方法と加算式（又は差等式）算定方法がある。

改算式算定方法は、組合の正味財産（時価）の価格を出資総口数で除することにより出資1口当たりの持分額を算定し、それに各組合員それぞれの出資口数を乗じて各組合員の有する持分額を算定する方法である。

この方法によるときは、出資1口当たりの持分額が均等となるので、計算、事務処理が簡便であるが、原始加入者及び増口分の出資の払込みに際しては、持分調整金を徴収する必要が生じる。

加算式算定方法は、各組合員について、事業年度ごとに、組合正味

財産（時価）に属する出資金、準備金、積立金その他の財産について、各組合員の出資口数、事業の利用分量（企業組合にあつては従事分量）を標準として算定加算（損失が生じた場合はそのてん補額を控除）することによって、各組合員の有する持分額を算定する方法である。

この方法によるときは、各組合員の持分は、加入の時期、組合事業の利用分量等により不均一となるので、計算・事務処理が煩雑となるが、持分調整の問題を生じないし、また、組合員の組合に対する権利義務の表示について忠実であると言える。

このように、この2つの方法にはそれぞれ特徴があり、組合の実情に応じて適宜選択する必要がある。

【組合員（加入・加入金） 個人企業が会社を設立した場合の 組合員としての取扱いについて】

Q4 組合員である個人企業は、現在、株式会社を設立する準備を進めているが、手続が完了した時、組合は、定款の規定に基づき「名称」の変更届を出してもらうとともに、組合員名簿を変更しようと考えている。この処理方法でよいか。

〔A4〕 組合員である「個人企業」が、「法人企業」である株式会社をに代わることは、個人企業の脱退（事業の廃止に伴う組合員たる資格の喪失による法定脱退（中協法第19条第1項第1号））と、株式会社の新規加入という2つの行為を含んでいる。

したがって、原則的には、個人企業には、事業の廃止に伴い、持分払戻請求権が生じ、組合は、この請求に応じ、脱退の手続をとることが必要となる。

また、法人である株式会社を組合に加入させるには、株式会社から加入の申込みが必要であり、この申込みに対する組合の承諾が得られた後、株式会社は組合に対して、出資金の払込みを行うこととなる。

しかし、個人企業と法人である株式会社が、実体的にみて併存するようであるならば、組合員である個人企業は、組合の承諾を得た後、法人である株式会社に持分を譲渡して脱退することが可能である。この場合には、譲り受けた法人は当然に組合員となり、出資金の払込みは必要としない。

◎詳細は本会設立相談室まで

Tel 043・306・3285